

資料 2

(契約書より抜粋)

健診等仕様書(特定健康診査)

| 区分 | 内容 | |
|----------------------------|----------------------------------|----------------|
| 特定健康診査 | | |
| 基本的な健診の項目 | 既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) | |
| | 自覚症状及び他覚症状の検査 | |
| | 身体計測 | 身長 |
| | | 体重 |
| | | 腹囲 |
| | | BMI |
| | 血圧 | 収縮期血圧 |
| | | 拡張期血圧 |
| | 血中脂質検査 | 中性脂肪 |
| | | HDL-コレステロール |
| | | LDL-コレステロール ※2 |
| | 肝機能検査 | GOT |
| | | GPT |
| | | γ-GTP |
| | 血糖検査 ※3 | 空腹時血糖 |
| ヘモグロビンA1c | | |
| 尿検査 ※4 | 糖 | |
| | 蛋白 | |
| 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) ※1 | 貧血検査 | 赤血球数 |
| | | 血色素量 |
| | | ヘマトクリット値 |
| | 1 2誘導心電図検査 | |
| | 眼底検査 (両眼) | |
| 秋田市で追加した健診の項目 | 血清クレアチニン検査、eGFR算出 | |
| | 尿酸検査 | |
| 検査結果説明 | | |
| 診療情報提供 | 治療中患者の診療情報の提供 ※5 | |

- ※1 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可。
- ※3 血糖検査において、空腹時血糖及びヘモグロビンA1cについては、いずれかでも可とする。また、やむを得ない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖の測定でも可能とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の健診項目についてはすべて実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託料は支払われない)。
- ※5 最初に行われた検査実施日と、最後に実施された医師の総合判断日までの間は、3カ月以内とする。

健診等仕様書（健康診査）

| 区分 | 内容 | |
|---------------|----------------------------------|----------------|
| 健康診査 | | |
| 基本的な健診の項目 | 既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) | |
| | 自覚症状及び他覚症状の検査 | |
| | 身体計測 | 身長 |
| | | 体重 |
| | | BMI |
| | 血圧 | 収縮期血圧 |
| | | 拡張期血圧 |
| | 血中脂質検査 | 中性脂肪 |
| | | HDL-コレステロール |
| | | LDL-コレステロール ※2 |
| | 肝機能検査 | GOT |
| | | GPT |
| | | γ-GTP |
| | 血糖検査 ※3 | 空腹時血糖 |
| ヘモグロビンA1c | | |
| 尿検査 ※4 | 糖 | |
| | 蛋白 | |
| 詳細な健診の項目 ※1 | 貧血検査 | 赤血球数 |
| | | 血色素量 |
| | | ヘマトクリット値 |
| | 12誘導心電図検査 | |
| | 眼底検査(両眼) | |
| | 血清クレアチニン検査、eGFR算出 | |
| 秋田市で追加した健診の項目 | 血清クレアチニン検査、eGFR算出 尿酸検査 | |
| 検査結果説明 | | |

- ※1 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※2 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可。
- ※3 血糖検査において、空腹時血糖及びヘモグロビンA1cについては、いずれかでも可とする。また、やむを得ない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖の測定でも可能とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の健診項目についてはすべて実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託料は支払われない）。